

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

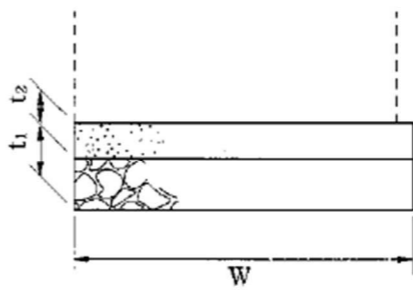
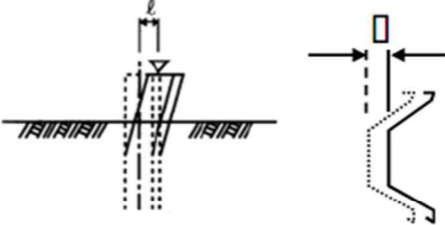
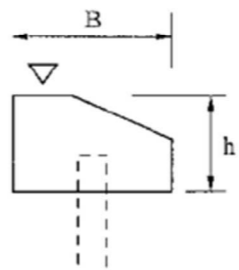
改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第1章1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p><b>1. 目 的</b></p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p><b>7. そ の 他</b></p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>1,000m<sup>3</sup>以上の土工を扱う工事、1件工事における施工面積が1.0ha以上のほ場整備工事において、情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和3年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p> <p>(<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html</a>)</p>	<p style="text-align: center;"><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第1章1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p><b>1. 目 的</b></p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p><b>7. そ の 他</b></p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>1,000m<sup>3</sup>以上の土工を扱う工事、1件工事における施工面積が1.0ha以上のほ場整備工事において、情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和2年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p> <p>(<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html</a>)</p>	<p>諸基準の改定により修正</p>

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容

改定理由

### 出来形管理基準及び規格値 (単位mm)

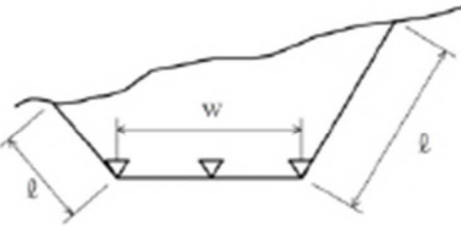
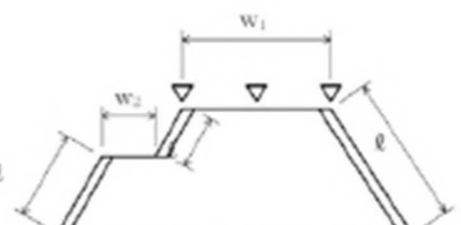
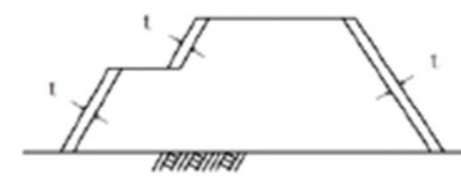
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 基礎工関係	1-1 基礎工 (栗石・クラッシュラン) 均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和3年4月)第2章第2の1(9)」の規定により出来形管理を行う場合には、基本設計データの作成で規定する出来形横断面位置毎の管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		
		厚さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-30			
		延長L	各構造物の規格値による。			
	1-2 矢板工 [指定仮設・任意仮設は除く] (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート鋼矢板) (広幅型鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所、変位は、施工延長 25m につき 1 箇所、延長 25m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		
		根入長	設計値以上			
		変位 l	100			
	1-3 笠コンクリート工 基礎工(護岸)	基準高▽	±30	施工延長 50m につき 1 箇所、延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。プレキャスト製品使用の場合は製品寸法を規格証明書で確認するものとし「基準高」と「延長」を測定する。		
		幅B	-30			
		高さh	-30			
		延長L	-200			

諸基準類の改定に伴う修正

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

## 改定内容

## 改定理由

改定内容							改定理由	
番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
6 土工関係	6-1 掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。</p> <p>ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和 3 年 4 月）第 2 章 第 2 の 1（9）」の規定により出来形管理を行う場合には、基本設計データの作成で規定する出来形横断面位置毎の管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</p>			諸基準類の改定に伴う修正	
		幅 W	-100					
		法長 ℓ < 5m	-200					
		法長 ℓ ≥ 5m	法長 -4%					
	6-2 盛土工 (路体・路床)	基準高▽	±50	<p>施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。基準高は道路中心線及び端部で測定する。</p> <p>ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和 3 年 4 月）第 2 章 第 2 の 1（9）」の規定により出来形管理を行う場合には、基本設計データの作成で規定する出来形横断面位置毎の管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。</p>				諸基準類の改定に伴う修正
		幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-100					
		法長 ℓ < 5m	-100					
		法長 ℓ ≥ 5m	法長 -2%					
	6-3 法面整形工	厚さ t	※-30	<p>施工延長 50m につき 1 箇所。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定する。</p> <p>※土羽打ちのある場合に適用。</p>				



### 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容

改定理由

番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
22 管水路関係	22-1 管体基礎工	基準高▽	±30	基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長50mにつき1箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長10mにつき1箇所測定 上記未满是2箇所測定 ただし、管体基礎工において「情報化施工技術の活用ガイドライン(令和3年4月)第2章第2の1(9)」の規定により出来形管理を行う場合には、基本設計データの作成で規定する出来形横断面図位置毎の管理断面上の全ての出来形測定対象点で測定すること。		延長は管種、管径別に測定	
		幅	-100				
		厚さ	-10%以内				
	管体 (強化プラスチック複合管、ダクタイル鋳鉄管、PC管、RC管)	中心線のずれ	直線部・曲線部 100		ジョイント間隔については1本毎に測定		
		基準高▽	±30				
		弁類等位置	直線部・曲線部 100				
		接合間隔	別表ア～ウによる				
		延長	-0.1%ただし延長200m未済 -200				
	管体 (鋼管)	中心線のずれ	±45		基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長50mにつき1箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長10mにつき1箇所測定 上記未满是2箇所測定		
		基準高▽	±30				
		延長	-0.1%ただし延長200m未済 -200				
	管体 (硬質塩化ビニール管)	中心線のずれ	±120		基準高、中心線のずれ(直線部)についてはおおむね施工延長50mにつき1箇所測定 中心線のずれ(曲線部)についてはおおむね施工延長10mにつき1箇所測定 上記未满是2箇所測定		
		基準高▽	±50				
		延長	-0.1%ただし延長200m未済 -200				

諸基準類の改定に伴う修正

## 土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
<p><b>写真管理基準 (案)</b></p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>施工状況写真</li> <li>安全管理写真</li> <li>使用材料写真</li> <li>品質管理写真</li> <li>出来形管理写真</li> <li>災害写真</li> <li>事故写真</li> <li>その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黑板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事名</li> <li>② 工種等</li> <li>③ 測点（位置）</li> <li>④ 設計寸法</li> <li>⑤ 実測寸法</li> <li>⑥ 略図</li> </ol> <p>小黑板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和3年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による、出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p style="text-align: center;">2-157</p>	<p><b>写真管理基準 (案)</b></p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>施工状況写真</li> <li>安全管理写真</li> <li>使用材料写真</li> <li>品質管理写真</li> <li>出来形管理写真</li> <li>災害写真</li> <li>事故写真</li> <li>その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黑板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事名</li> <li>② 工種等</li> <li>③ 測点（位置）</li> <li>④ 設計寸法</li> <li>⑤ 実測寸法</li> <li>⑥ 略図</li> </ol> <p>小黑板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和2年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による、出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p> <p style="text-align: center;">2-157</p>	<p>諸基準の改定により修正</p>



## 木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 (令和3年度)	現 行 (令和2年度)	改定理由
<p style="text-align: center;"><b>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</b></p> <p><b>1. 総 則</b></p> <p><b>1-1 適用範囲</b> この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p><b>1-2 工事写真の分類</b> 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>├── 施工状況写真</li> <li>├── 安全管理写真</li> <li>├── 使用材料写真</li> <li>├── 品質管理写真</li> <li>├── 出来形管理写真</li> <li>├── 災害写真</li> <li>├── 事故写真</li> <li>└── その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> <p><b>2. 撮 影</b></p> <p><b>2-1 撮影頻度</b> 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p><b>2-2 撮影方法</b> 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事名</li> <li>② 工種等</li> <li>③ 測点（位置）</li> <li>④ 設計寸法</li> <li>⑤ 実測寸法</li> <li>⑥ 略図</li> </ol> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p><b>2-3 情報化施工</b> 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和3年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p style="text-align: center;">2-160</p>	<p style="text-align: center;"><b>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」</b></p> <p><b>1. 総 則</b></p> <p><b>1-1 適用範囲</b> この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p><b>1-2 工事写真の分類</b> 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>├── 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）</li> <li>├── 施工状況写真</li> <li>├── 安全管理写真</li> <li>├── 使用材料写真</li> <li>├── 品質管理写真</li> <li>├── 出来形管理写真</li> <li>├── 災害写真</li> <li>├── 事故写真</li> <li>└── その他（公害、環境、補償等）</li> </ul> </div> <p><b>2. 撮 影</b></p> <p><b>2-1 撮影頻度</b> 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p><b>2-2 撮影方法</b> 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事名</li> <li>② 工種等</li> <li>③ 測点（位置）</li> <li>④ 設計寸法</li> <li>⑤ 実測寸法</li> <li>⑥ 略図</li> </ol> <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p><b>2-3 情報化施工</b> 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和2年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p> <p style="text-align: center;">2-160</p>	<p>諸基準の改定により修正</p>